



国 監 告 第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年12月実施の随時監査
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

令和4年3月4日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

(写)
国政経発第204号
令和4年3月1日

国立市監査委員 庄 司 雅 様
国立市監査委員 青 木 淳 子 様

国立市長 永 見 理 夫

随時監査における指摘事項の措置について（通知）

令和4年1月17日付け国監発第35号により提出がなされた件について、
下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 指摘事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 子ども家庭部 児童青少年課
担当部局長 子ども家庭部長 松葉 篤

以上

【指摘事項】

保育所運営委託料は、国立市保育所給付費支給要綱に基づき、国が定めた保育基準と市が独自に定めている保育基準により、算定した給付費が支払われている。この給付費は、園児が保育園で安心安全な生活を過ごすために最低限必要な額である。その額が支払われないことは、保育園に支出の負担を負わせるか、場合によっては、園児が必要な保育を受けられない状態になってしまうことが懸念される。

また、過年度支出は、地方自治法第 208 条で規定されている会計年度独立の原則を例外的に緩和する措置である。

このことから以下の対策を講じるなど、再発防止に努められたい。

- (1) エクセルで作成されている給付費の計算式を点検、改善。
- (2) 他の自治体を参考にするなどシステム構築を検討。
- (3) 担当者の他にも、確認者を設置するなど確認作業の強化。
- (4) 委託料支払いの決裁においても計算書などの資料を決裁者が確認できるよう添付。

措置前の状況

指摘事項について

- (1) については、計算式の点検が徹底されていませんでした。
- (2) については、システム構築に関する検討は行っていませんでした。
- (3) については、差額精算を含む保育所運営委託料の支払業務は担当 1 名で行っていました。
- (4) については、委託料の積算に必要な資料が決裁に添付されていませんでした。

措置の内容

指摘事項に示された対策について、以下のとおり検討及び改善することにより再発防止に努めます。

- (1) については、令和 3 年度の精算事務及び令和 4 年度からの保育所委託料支払事務に向けて計算書の計算式の点検及び改善を行います。
- (2) については、他自治体を参考にし、ベンダー及び財政部門と調整のうえシステム構築について検討します。
- (3) については、確認者を設置し確認作業を改善します。
- (4) については、委託料の積算に必要な資料を決裁に添付し、決裁者が確認できるよう改善します。